

● 分割納付の約束で「資格証明書」から「短期保険証」に切り替えさせた。

◎「国保税を1年以上滞納した人には保険証を渡せない」
⇒「分割誓約」は「特別の事情」にあたる。(2003. 7. 9 厚生労働省と確認) 資格証明書対象者から除外すべきと交渉。突破!

青森市に住む54歳の彼女は週3回透析を受けています。障害1級になったため医療費の心配はありませんが、夫の保険証は「資格証明書」です。

夫はクモ膜下出血で倒れました。仕事に戻れるようになりましたが、治療をしながら稼ぎをしています。クモ膜下出血で倒れた年の1年間は仕事ができなかったため借金をして生活をしました。そのときの借金の支払いに今も追われ、国保税の滞納があります。10割自己負担の医者代は大きな負担ですが、仕事を続けるためには国保税の支払分を医者代にまわすしかありません。

会では、①納期限の来ていない年度分の減免申請ができること。

②16年分の約束した納付額を毎月きちんと払えば、完納でなくても3割負担の「短期保険証」に切り替えてもらえることを彼女に話し、一緒に市役所に行き、すぐに「短期保険証」に切り替えてもらうことができました。

☆ 生活保護がなかなか受けられない。権利にならない!

● 「相談ありき」の前に「まず申請ありき」を貫き、受給を実現させた。

◎「1円もなくなってから来い」
⇒生活保護を遵守させることで突破!

「たいした理由もなく離婚して生活保護なんて認められない」と保護申請を断られた青森市に住む当時37歳女性の手記を紹介します。

「去年の秋、妊娠8ヶ月で小さな子ども4人を連れて離婚しました。大きなお腹で、1人で役所や裁判所へ何度も通い、手続きをしました。働くこともできず、すぎる思いで生活保護の窓口へ

も行きました。でもそこは、私のように弱い立場の人間を助けてくれる所ではありませんでした。『通帳に1円もなくなってから来い』『大した理由もなく離婚して生活保護なんて認められない』『出産費は出せないから、今持っている金でさっさとお産してから来い』等々。役所に行った日は、悲しくて涙が止まらず眠れませんでした。不安な気持ちのまま出産をし、何とか申請までこぎつけましたが、あと2ヶ月で卒園する幼稚園をやめさせないと認められないと言われ、友達と一緒に卒園することを楽しみにしている子がどんなに悲しむだろうと、一晚中泣きました。そんな時『生活と健康を守る会』に出会いました。ずっと1人でがんばってきた私に頼れる人ができて、それだけで心強くて涙が出ました。詳しい法律がわからない私は役所の言いなりでしたが、『会』は知識も経験も豊富で本当に信頼できました。実際には、生活保護を受けていても幼稚園に通うことはできるのだそうです。社会は変化し続け、現実の生活には過去にはない問題が生じているのに、役所は

『前例がない』で済ませようとしています。『会』の人が、『あなたのお子さんだったらどうしますか?』と言ったのに対し、『私は生活保護を受けるつもりはありませんから考えられません』が担当者の返事でした。現場でさまざまなケースを扱う人たちが、制度に対して何の疑問もなく、相手を思いやる気持ちがないのですから、何も変わらず、『決まりですから』で弱者は切られてしまいます。」

— 後略 —

※ 彼女はその後医療現場に復帰し、生活保護を辞退し子どもを育てています。

知っていましたか?

生活保護法第1条に、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き」「最低限度の生活を保障する」ということば

↓

本来、生活保護を受給している人は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有していて、「最低限度の生活を保障」されていなければならない。貧乏であってはならないのです。

《 日本国憲法 》

第 25 条【生存権, 国の社会的使命】

①すべて国民は, 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は, すべての生活部面について, 社会福祉, 社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

《 生活保護法 》

第 1 章【総則】

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は, 日本国憲法 25 条に規定する理念に基き, 国が生活に困窮するすべての国民に対し, その困窮の程度に応じ, 必要な保護を行い, その最低限度の生活を保障するとともに, その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第 2 条 すべて国民は, この法律の定める要件を満たす限り, この法律による保護(以下「保護」という。)を, 無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は, 健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

2. 私たちをとりまく情勢の特徴

貧困が広がり, より深刻になるもとで, 私たちの活動がいつそう大きな意義を持ってきています。

『せめて子どもにだけは保険証がほしい』とお願いしたら, 『親が悪いから仕方がない』と言われた」など深刻な相談が増える中, 資格証明書を発行されている世帯の子どもたちが医療を受けられずにいる実態を明らかにして, 「子どもの無保険」を社会問題にしてきました。

国は世論に押される形で, 昨年 4 月から, 国保の資格証明書の世帯でも, 中学生までは資格証明書ではなく短期証を発行するよう国保法を改正しました。

法改正の水準を超えて, 国に先行している自治体もあります。

《総会での講演》

—神 江美氏— (その 4)

(2)憲法を暮らしの中で生かす・・・憲法 25 条の視点で見直してみよう。

《遮断された権利に果敢に挑戦》

☆ 病気とわかっていてもお金がなくて病院に行けない。保険証をもらえない!

● 国民健康保険の「医療費減免制度」を活用させた。

◎ 「そんな制度はありません」
⇒度重なる交渉で実態を訴え, 取扱要領を作らせて突破!

初期の喉頭がんを患っていたむつ市に住むKさんは, 仕事ができなくなり収入が途絶え, その上放射線治療を受けるようになったため医療費が高額になり, 医療費が払えず悩んでいました。

生活と健康を守る会では, Kさんの生活保護受給を勧める一方, 医療費の一部負担金減免ができないか, 市と話し合いをすること

にしました。生活保護は受給できるようになりましたが, それ以前の医療費の未払い約 8 万円が残ってしまいました。その後国保年金課と話し合いをもち, 全国での実施状況を公文書などの資料を提供しながら説明し, 実施を求めました。

交渉でわかった市の考えは,

①Kさんの国保税の長期滞納に不満をもっていること。②国保税を滞納しているながら, その上医療費の一部負担金の減免というわけにはいかない。医療費の一部負担金は保険で 7 割出ているのだから, 3 割負担は当然の義務ということでした。

その後, 国保税を滞納せざるを得なかった理由と, 以前から税務課の担当者に相談してきたことをKさんから直接話したところ, 「滞納は意図的でないので, 昨年度にさかのぼって執行停止の措置をとる。これに基づいて医療費の一部負担金の減免をおこなう」ということで合意に達しました。

(平成 16 年 8 月 18 日付で『むつ市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要領』が公表)

自治体問題研究所創立 50 周年記念

「財政基盤確立基金・活動飛躍募金」へのご協力を！

全国自治研は 2013 年に、創立 50 周年を迎えます。

そこで、これまでの日本の地方自治運動と半世紀に及ぶ研究の成果を生かしながら、21 世紀を正しい意味での地方自治の時代にするために、早急に「新しい時代の地方自治像」を提案するとしています。具体的には 2009 年度内に第一次提言を発表、2010 年度に研究を進め、2010 年度内に最終提言をまとめます。また、時宜を見て、中間報告、シンポジウムの開催も企画します。

しかし、日常活動に加えてこうした新しい取り組みを強めるためには、現状では財政面でも組織体制の面でも力が不足していますので、情勢にふさわしく研究・学習活動を飛躍的に進め、同時に研究所組織を強化するための基金・募金づくりを呼びかけています。この中には「まちの研究所」を増やすことや、空白県での研究所設立・会員を大きく増やすことも含まれています。

基金の内容は「財政基盤確立基金」として 1000 万円、「活動飛躍募金」として 1000 万円。総額で 2000 万円を目標にして、2010 年夏までに一気に取組むこととしています。

青森自治研では理事会で何回か議論をし、これを取組むことにしました。詳細は同封する呼びかけ文書（既に振込みを終わっている人を除く）を参照し、振込用紙を利用してください。

是非多くの方のご協力をお願いします。

また、滞納世帯であっても、病人が出た場合は「特別な事情」にあたるため、資格証明書に替えて短期証を交付しなければならないと、政府も認めるところとなりました。

国民健康保険は医療制度の土台であると位置づけ、国保税(料)の引き下げや減免制度の拡充とともに、保険証取り上げの中止を求めて、国や自治体との交渉、議会への請願、署名運動など長年闘い続けてきました。

粘り強い闘いが、命と健康を守る国民健康保険の確立に向けて、情勢を動かしたといえます。

もう一つの大きな変化は生活保護行政です。

1981 年に厚生省が出した通知「123 号通知」によって、全国で「締め付け」「追い返し」が激しく行われ、「若いんだからどんな仕事でもあるだろう」「住所のない人は助けてやれないよ」「勝手に離婚して生活できないから面倒みてくれなんて虫がよすぎる」など、それは「水際作戦」と呼ばれるまでに過酷で、保護を受けられず餓死、自殺などが全国で相次ぎました。

1985 年から生活保護の受給率が急落し、捕捉率 20%と言われる水準になっていました。

私たちは「針の穴ほどの人権侵害も許さない」と、国や地方自治体と交渉を重ね、審査請求や裁判を起こし、人権侵害の事例を取上げて是正させるなど、改善に向けて粘り強く闘ってきました。

その結果、申請権の保障等法遵守の保護行政へといくつもの改善を実現してきました。

住まいのない人や稼働能力のある人に対して、保護の申請さえ受け付けなかった福祉事務所が、保護の申請を受けて早急な決定、住宅や宿泊先の確保など、保護行政を大きく転換し始めました。

3 月 18 日に厚生労働省が「通知」を出して、締め付け一辺倒の保護行政の是正を打ち出しました。「水際作戦」の一角が崩れ始めた意義は大きなものがあります。

わが国の医療保障の土台である国民健康保険、国民全体の生活を「底支え」している生活保護、この二つの制度でもたらされた変化・改善は、私たちのめざす生存権の確立にとって歴史的な意

2010年1月25日 第51号

【事務局】青森自治研 三上正悟
〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19
TEL 017-762-6234

自治研発足 10年にあたり

会長 中里 紘一

2000年12月に発足した青森県地域自治体問題研究所は10年の節目を迎えました。県内各地域で毎年開催してきた「自治体・地域づくりセミナー」は、ほぼ県内一巡し地域の様々な声を収録することができました。安心して住み続けられる「わが町」づくりのために活動する報告の数々は全てまた自治研の貴重な活動方針です。

数年来、理事会で話題になりながらも実行に動いていない課題があります。10年の節目を期に、今年はずいぶん実現したいと思います。「秩父事件」史蹟を巡る歴史勉強会です。

昨年未からNHKで司馬遼太郎の「坂の上の雲」がドラマ化され放映されています。NHKの制作意図によれば、愛媛・松山出身の青年（秋山好古、真之兄弟と正岡子規）が成長していく姿を、日清・日露戦争とともに描いたもので、現代の日本人、殊に若者に希望と勇気を与えようというものだという事です。

明治がそのように希望に満ちた時代であったのでしょうか。日本の近代史を少しでも詳しく読み解けば、明治国家がその当初から終末に至るまで、人権無視と言論の自由封殺を貫いた官僚支配の野蛮な暗黒社会であったと理解せざるを得ません。「秩父事件」は1881（明治14年）年、デフレ政策と重税に追い詰められた秩父農民が、命を賭して権力と戦った事件です。時の政府は暴動とみなし多数を処刑しましたが、ねばり強い歴史研究が、これを自由と民主主義の先駆的な運動として復権させました。もし秩父の民の戦いが関東、日本一円に広がり、基本的人権を保障する憲法ができていたら、全く違った日本の歴史になったでしょう。

同時期の「福島事件」「加波山事件」など一連の自由民権運動の蜂起は政府に暴力で封じ込められてしまいました。この言論の自由を敵視する姿勢が「大逆事件」「治安維持法」そしてアジア・太平洋戦争へとつながります。

「恐れながら天朝様に敵対するから加勢しろ」この叫びとともに蜂起した秩父の誇り高い人々の足跡を辿り、歴史を見つめ直してみようではありませんか。

義を持つものです。

粘り強く多彩な闘いと、急激な貧困化がもたらした変化です。この転換は、大企業の儲けを最優先し、人々の生活を犠牲にしてきたこれまでの政治・社会のあり方に、多くの人が批判の目を向け始めてきたことも大きな力になっています。

社会保障の予算を削り、暮らしに役立つ制度を改悪し続けてきた歴史が大きな転機の時期を迎えているのが今の情勢の特徴です。

(1)人間らしく暮らしたいと願う生存権裁判原告の実態。

《貧困とは何か》

☆ 憲法 25 条が保障する生活とは。

①「人前で恥をかかなくて済む」

②「移動の自由がある」

③「社会生活が維持できる」

(金沢誠一・仏教大学教授による)

☆ 生存権裁判の原告の削った

り、失ったりした生活実態。

※生存権裁判とは老齢・母子加算を廃止された原告が、憲法 25 条の文化的で最低限度の生活ができなくなったと訴えた。

全国 9 都道府県、8 地裁、2 高裁で争われている。

青森県では 8 人の原告が裁判を起し、県内では珍しく 6 人もの弁護士が代理人になっている。

(以下次号へ続く)

会費納入のお願い

2009 年度会費、またはそれ以前の会費未納の個人、団体会員の方は納入をお願いします。年会費は

個人 3,000 円

団体 10,000 円

です。

※ 未納の方には振込用紙を同封します。